

10 配当手続

- 1 共同抵当の不動産の価額を同時に配当する場合に、同順位の抵当権者がいる不動産があるときは、まずそれぞれの被担保債権額に応じて、同順位の抵当権者がいる不動産の価額を按分し、按分後の各不動産の価額に応じて申立人の被担保債権を割り付けるべきものとされた事例

東京地裁八王子支判 平成13年1月17日 金法1607-52

東京高判 平成13年7月17日 金商1123-23

最三小判 平成14年10月22日 裁時1326-3、判時1804-34、判タ1110-143、
金法1665-50、金商1162-3

<事案の概要>

Xは、A所有の不動産甲、乙及びB所有の不動産丙に極度額1億3000万円の根共同抵当権を設定し、YはB所有の不動産丙及びC所有の不動産丁に極度額2900万円の共同根抵当権を設置した。

その後、不動産丙上のX、Yの抵当権を同順位に変更する旨の登記を平成8年7月に經由した。

Xの申立てにより、不動産甲、乙、丙が同時に強制競売に付された。

執行裁判所は、配当表を作成するに当たって、いわゆる行使債権説を採用して、先ず、申立人Xの被担保債権額を各不動産の価額に応じて割り付け、丙の価額については、割付け後の被担保債権額に応じてX及びYへの配当額を按分した。

これに対し、Xが執行異議の訴えを提起した。

<裁判所の判断>

第1審及び控訴審はXの訴えを斥けた。

これに対し、最高裁は、次のように述べ、いわゆる不動産価額按分説を採用して、Xの請求を認容した。

まず、同順位の抵当権者がいる不動産丙について、割付け前の被担保債権額に応じて丙の価額をX及びYに按分すべきである。それから、申立人Xの被担保債権額を按分後の不動産価額に応じて不動産甲、乙、丙に割り付けるべきである。

- 2 同一の債権者に対して連帯保証人兼物上保証人、連帯保証人、物上保証人と3とおりの資格の者がいる場合における優先弁済負担額の割付は、二重資格者の頭数を1として、先ず頭数割りによる割付を行い、連帯保証人に割付けられた負担額の残額を、残りの者で不動産価額に応じて割り付けるべきものとされた事例

青森地判 平成15年10月30日

仙台高判 平成16年7月14日 判時1883-69、判タ1182-212

<事案の概要>

本件において、債権者A（金融機関）に対して優先弁済権を負担していた者は以下の6名であった。

- ・ 連帯保証人 Y及びB